

## 2 社会保障の動向

### 1. 社会保障給付費

わが国の社会保障制度について、その給付と負担の状況を示すものとして国立社会保障・人口問題研究所が公表する社会保障費用統計がある。本統計は、その費用の総額のほか、部門、社会支出、政策分野別社会支出および財源などの視点から示されている。

2016（平成 28）年度の社会保障給付費の総額は 116.9 兆円である。これを国民 1 人当たり換算すると約 92 万円となる。部門別の給付費割合をみると医療が 32.8%，年金が 46.5%，福祉その他が 20.6%となっている（表 14-3）。社会保障給付を担う社会保障財源は、2016（平成 28）年度において総額 134.9 兆円であり、その半分を社会保険料が占め、公費負担は 35.4%となっている（表 14-4）。社会保障財源と社会保障給付費との関係を図 14-2 に示す。

表 14-3 部門別社会保障給付費

	社会保障給付費				対前年度比	
	平成 27 年度（'15） （億円）	構成割合 （%）	平成 28 年度（'16） （億円）	構成割合 （%）	増加額 （億円）	伸び率 （%）
計	1,154,007	100.0	1,169,027	100.0	15,020	1.3
医療	381,592	33.1	383,965	32.8	2,373	0.6
年金	540,900	46.9	543,770	46.5	2,871	0.5
福祉その他	231,515	20.1	241,291	20.6	9,776	4.2
介護対策（再掲）	94,049	8.1	96,045	8.2	1,996	2.1

（国立社会保障・人口問題研究所：平成 28 年 社会保障費用統計，2018）

表 14-4 項目別社会保障財源

	社会保障財源				対前年度比	
	平成 27 年度（'15） （億円）	構成割合 （%）	平成 28 年度（'16） （億円）	構成割合 （%）	増加額 （億円）	伸び率 （%）
計	1,238,084	100.0	1,349,177	100.0	111,093	9.0
社会保険料	669,240	54.1	688,875	51.1	19,635	2.9
被保険者拠出	353,727	28.6	364,949	27.0	11,222	3.2
事業主拠出	315,514	25.5	323,926	24.0	8,413	2.7
公費負担	467,142	37.7	477,480	35.4	10,339	2.2
国庫負担	325,139	26.3	331,906	24.6	6,767	2.1
他の公費負担	142,002	11.5	145,575	10.8	3,572	2.5
他の収入	101,702	8.2	182,822	13.6	81,120	79.8
資産収入	20,571	1.7	103,224	7.7	82,654	401.8
その他	81,132	6.6	79,597	5.9	△1,534	△1.9

注：1）公費負担とは、「国庫負担」と「他の公費負担」の合計である。「他の公費負担」とは、国の制度に基づいて地方自治体が負担しているものである。ただし、一般財源化された義務的経費については、公立保育所運営費のみを含む。また、地方自治体が独自に行っている事業の費用については、公費負担医療給付分のみを含む。

2）「資産収入」については、公的年金制度等における運用実績により変動することに留意する必要がある。また、「その他」は積立金からの受入を含む。

（国立社会保障・人口問題研究所：平成 28 年 社会保障費用統計，2018）

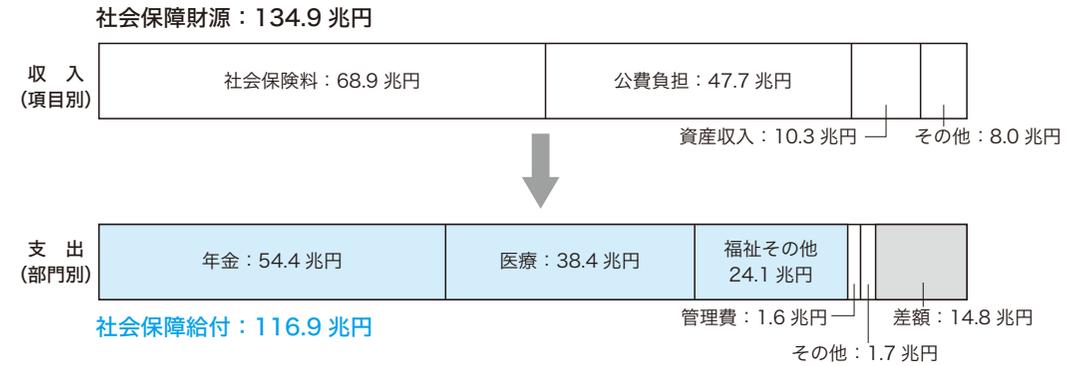


図 14-2 社会保障財源と社会保障給付のイメージ図（2016（平成 28）年度）

注：1）収入のその他には積立金からの受入等を含む。支出のその他には施設整備費等を含む。  
2）差額は社会保障財源（134.9 兆円）と社会保障給付費、管理費、運用損失、その他の計（120.2 兆円）の差であり、他制度からの移転、他制度への移転を含まない。差額は積立金への繰入や翌年度繰越金である。（国立社会保障・人口問題研究所：平成 28 年度 社会保障費用統計，2018，一部改変）

一方、これらわが国の社会保障に関する国民負担率について、社会支出を指標に国際間比較を行ったところ、わが国の対国内総生産に対する比率が 2016（平成 28）年度において 22.19%であった。この値はアメリカよりは大きい、スウェーデンやフランス、ドイツなど、大陸ヨーロッパ諸国に比べると小さい。

超高齢社会となったわが国においては、社会保障給付費がこれからさらに増加することは避けられないが、給付と負担の関係についての改革を進めることで持続可能なものとする必要がある。

### 2. 国民医療費

国民医療費は、当該年度の医療関係などにおける傷病の治療に要する費用を推計したものであり、診療費、調剤費、入院時食事療養費・訪問看護療養費のほか、健康保険などで支給される患者移送費なども含む。一方、正常分娩費、予防接種費、健康診断費、症状の固定した身体障害のための義足や義眼にかかる費用は含まない。また、患者が負担する入院時室料差額分、歯科差額分などの費用は計上されていない。

最近の国民医療費の総額の推移をみると漸増傾向を示している（表 14-5）。また、2009（平成 21）年度には対国民所得比率が 10%を超過した（図 14-3）。

2016（平成 28）年度国民医療費では、その総額が 42.1 兆円である。年齢階級別に国民医療費の構成割合をみると、国民医療費総額の 59.7%（25.2 兆円）を 65 歳以上で占めており、75 歳以上となるとその値は 36.5%（15.4 兆円）となる。また、1 人当たりの国民医療費をみると、全体では 33.2 万円となっている。一方、65 歳未満の 1 人当たり国民医療費では 18.4 万円、65 歳以上は 72.7 万円、75 歳以上では 91 万円であり、65 歳以上の 1 人当たり国民医療費は 65 歳未満の約 4 倍、75 歳以上では約 5 倍となっている。

診療種類別にみた国民医療費における歯科診療医療費の推移をみると、その額に大きな増減はみられないものの、国民医療費の総額が増加していることから、国民医療費全体に占める歯科診療医療費の割合は減少傾向にあり、2016（平成 28）年度でその値が